

市民と行政との協働の領域・形態

1 協働の領域

市民と市の協働には、それぞれの関わりの度合いにより、5つの領域が考えられます。このうち市民と市が協働する領域は、市民主導、協力、行政主導の三つの領域です。また、市民と市との協働で事業を行う際は、それぞれの領域に応じて協働の形態を選択します。

| 協働の領域 | | | | |
|--------------------|--|-------------------------------------|---|-------------------|
| 市民主体 | 市民主導 | 協力 | 行政主導 | 行政主体 |
| 市民が責任をもって独自に活動する領域 | 市民が主導し、市が協力・支援して活動する領域 | 市民と市がお互いの特性を活かし、協力しながら活動する領域 | 市が主導し、市民が協力して活動する領域 | 市が責任をもって独自に活動する領域 |
| 協働の形態 | 事業協力 (市民主催) 補助・助成 後援 実行委員会 事業協力 情報共有 | 共催 実行委員会 事業協力 情報共有 | 委託 指定管理 事業協力 (行政主催) 実行委員会 事業協力 情報共有 | |
| 事業(例) | ・地区公民館事業 ・姉妹都市交流 ・集落活動センター — ・地域活性化総合補助金 | ・ものづくり会議 ・芸術祭 ・コミュニティ・スクールの推進 | ・秦山公園子ども の広場等管理 ・集会所指定管理 ・総合防災訓練 ・広報発行 | |

2 協働の形態

本市における協働の形態は以下のとおりです。協働で事業を行う際は、もっとも効果的だと考えられる形態を選択することが重要です。

| 形 態 | 内 容 | 効 果 |
|----------|--|---|
| 補助・助成 | 市民が行う公益性の高い事業に対して、市が補助金や助成金を交付し、財政的な支援を行う形態です。 | 市民活動が充実するとともに、市民活動の自主性・自立性が尊重されます。 |
| 後援 | 市民が主催者として実施する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、名義の使用許可を行う形態です。 | 事業に対する理解や関心、社会的信頼度を増すことができます。 |
| 共催・実行委員会 | 共催は、市民と市がともに主催者となって一つの事業を行う形態です。実行委員会は、市民と市で構成される実行委員会が主催者となって、事業を行う形態です。 | 事業の企画段階から話し合いを重ね、お互いの役割・責任分担を明確にして事業を実施することができます。 |
| 委託・指定管理 | 委託は、市が責任を持って担うべき事業をより効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民に契約によって委ねる形態です。 指定管理は、市の所有する公共施設をより効果的に管理・運営するため、優れた特性を持つ市民に施設の管理・運営を委ねる形態です。 | 市にはない専門性や創造性が期待でき、きめ細かなサービスの提供が可能となります。 |
| 事業協力 | 市民と市が互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う形態です。 | 双方の特性が発揮でき、話し合いの機会が増えることでパートナーとの信頼関係が構築できます。 |
| 情報共有 | 市民と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、情報の共有化を図る形態です。 | 行政情報や地域の課題、市民の考えなどを的確に把握することができます。 |